一　電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第十一条第二項第一号イ、ロ又はハに掲げる電子証明書を届出等と併せて送信すること。

二　第十一条第二項第二号の識別符号及び暗証符号を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三　第十三条第三項の識別符号及び暗証符号を申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力すること。

（削る）

様式第一の備考及び様式第十一の備考中「末尾に当該届出に係る」を「末尾に法人番号並びに当該届出に係る」に改め、様式第十五から様式第十七までを削る。

第二条　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（少量新規化学物質の確認に係る申出）	（少量新規化学物質の確認に係る申出）
第六条　法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。ただし、同条に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申出が著しく困難な場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出ることをもつて代えることができる。	**第六条**　法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。ただし、同条に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申出が著しく困難な場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出ることをもつて代えることができる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法	（削る）
2　（略）	2　（略）
（低生産量新規化学物質の確認に係る申出）	（低生産量新規化学物質の確認に係る申出）
第九条　法第五条第四項の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。	**第九条**　法第五条第四項の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。ただし、同条に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申出が著しく困難な場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出ることをもつて代えることができる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法	（削る）
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和十一年一月一日から施行する。

○農林水産省令第四十八号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）及び漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、漁業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

漁業法施行規則の一部を改正する省令

漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一（裏面）及び別記第二（裏面）を次のように改める。